官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇〇）　二
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（三〇一）　二
○スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇二）　二
○スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（三〇三）　二
〔規　則〕
○古物営業法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一四）　三
〔その他告示〕
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会二一）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三〇九）　三
○大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務二二四）　四
○大韓民国産の炭酸二カリウムに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（同二二五）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産一二二一～一二二八）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通八一九、八二〇）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局八九、九〇）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一〇〇、一〇一）　七
〔人事異動〕
東京都　新潟県　石川県　岐阜県　愛知県　福岡県　名古屋市　堺市　広島市　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
登録特定操縦免許講習機関の登録に関する公示（関東運輸局）　八
〔資　料〕
令和七年六月中国際収支状況（速報）及び令和七年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔地方自治事項〕　九
〔公　告〕
諸事項　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二七
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百号）（警察庁）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（政令第三百一号）（警察庁）

1　指定金属切断工具を定める。（本則関係）

2　この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則第一項関係）

3　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を改正し、生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改める。（附則第二項関係）

◇スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二号）（文部科学省）

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の施行期日は、令和七年九月一日とする。

◇スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第三百三号）（文部科学省）

1　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の一部施行に伴い、スポーツ基本法施行令（平成二十

三年政令第二百三十二号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）について所要の規定の整理を行う。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、一部を除き、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則関係）

政　令

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

法務大臣　鈴木　馨祐

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百一号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号の政令で定める工具は、次に掲げるものとする。

一　ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの

イ　長さが四十五センチメートル以上であるもの

ロ　回転式の刃体を特定の方向にのみ回転させる機構を備えているもの

ハ　刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

二　ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　長さが七十五センチメートル以上であるもの

ロ　刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（警察庁組織令の一部改正）

2　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行に関すること。

内閣総理大臣　石破　茂

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二号

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定する。

内閣は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（令和七年法律第七十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年九月一日とする。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三号

スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（スポーツ基本法施行令の一部改正）

第一条　スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第二条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一号イ中「第二十一条」を「第十七条の二第一項」に改める。

附　則

この政令は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、令和十三年一月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

規　則

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第二項第一号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認等の義務を免除する古物等） **第十六条**　［略］ ２　法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。 一　［略］ 二　エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ 三・四　［略］ 五　電線 六　グレーチング（金属製のものに限る。） 七　［略］	（確認等の義務を免除する古物等） **第十六条**　［同上］ ２　法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二・三　［同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年八月二十日　午前十一時

○外務省告示第三百九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年八月二十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年七月三十一日
発行年月日　令和七年六月三十日
旅券番号　ＭＶ〇二九五〇七六

○財務省告示第二百二十四号

大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
三菱ケミカル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
三井化学株式会社	東京都中央区八重洲二丁目二番一号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　ビスフェノールＡ

(二)　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二九〇七・二三号に分類される多価フェノール及びフェノールアルコールのうち、四・四′―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールＡ又はジフェニロールプロパン。）

(三)　特徴　一般に白色の固体（顆粒状又は粉末状）であり、主として、ポリカーボネート樹脂又はエポキシ樹脂等の原料として使用される。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　LG Chem, Ltd.

ロ　Kumho P&B Chemicals, Inc

ハ　Samyang Innochem Corporation

ニ　Nan Ya Plastics Corporation

ホ　Chang Chun Plastics Co., Ltd.

ヘ　Taiwan Prosperity Chemical Corporation

(二)　供給国又は地域　大韓民国（以下「韓国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年八月二十日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和三年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格については、韓国又は台湾から輸出される調査対象貨物の生産費に韓国又は台湾で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、韓国又は台湾の輸出貿易統計における輸出通関価格から輸出国内輸送費等を控除して算出した。

ハ　イ及びロにより、韓国又は台湾を供給国とする調査対象貨物に係る令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、韓国を供給国とするものについては三十パーセントから四十パーセントの間となり、台湾を供給国とするものについては四十パーセントから五十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、韓国から輸出された調査対象貨物は令和三年度には一万四千八百十二トンであったが、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの間には二万七千三百四十七トンに増加した。台湾から輸出された調査対象貨物は令和三年度には二万五千七百六十六トンであったが、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの間には四万九千五百三トンに増加し、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合もそれぞれ上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和五年度以降本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を一貫して下回っていたため、本邦の産業は、国内販売価格の引下げを余儀なくされ、又は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。

ハ　イ及びロにより、営業赤字及び経常赤字に陥るなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八　不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和七年十一月二十日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和七年十二月二十二日

(四)　意見の表明についての期限　令和七年十二月二十二日

(五)　情報の提供についての期限　令和七年十二月二十二日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(二)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(一)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

○財務省告示第二百二十五号

大韓民国産炭酸二カリウムに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十日　　財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第二十六項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

(一)　名称　ＡＧＣ株式会社

(二)　住所　東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

二　法第八条第二十七項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　炭酸二カリウム

(二)　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二八三六・四〇号に分類される。

(三)　特徴　一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料等として使用される。

三　調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者（不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面に記載されている者）　UNID CO., Ltd.

(二)　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年八月二十日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された指定貨物（炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　指定貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ　その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において指定貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は百パーセントである。

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれに関する事項

イ　正常価格については、韓国における指定貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、韓国の貿易統計における輸出通関価格から輸出諸掛りを控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、指定貨物の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、十一パーセントから五十一パーセントの間となる。

ニ　韓国の供給者は余剰生産能力を有しており、余剰生産を解消すべく販売を拡大する傾向にあるが、当該供給国内及び国外においてその追加的供給を吸収できる市場は存在しない。

ホ　韓国の供給者は地理的に近接し、輸送コストを抑えることのできる本邦市場への参入意欲を引き続き高く有しているため、不当廉売された指定貨物の輸入が継続している。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続するおそれがある。

(三)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれに関する事項

イ　令和四年以降、不当廉売された指定貨物の輸入量は増加し、同期間において、国内需要量に占める当該指定貨物の市場占拠率が増加した一方、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率は減少した。

ロ　申請者においては、令和四年からの原料価格高騰による販売価格の引上げ、令和六年の原料価格下落後においてコストダウンに伴う値下げを限定的にとどめることが可能であったため、不当廉売関税が課される前の令和二年と比べ令和四年から令和六年までにかけて営業利益及び売上高は回復した。

ハ　不当廉売された指定貨物の輸入に対する不当廉売関税の課税後も、当該指定貨物の本邦への輸入は継続しており、当該指定貨物の国内販売価格は、令和二年から令和六年までを通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていた。本邦の産業は当該指定貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に十分に転嫁できない、又は販売量を落とす状況が継続している。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがある。

八　不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和七年十一月二十日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条各項に規定する告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和七年十二月二十二日

(四)　意見の表明についての期限　令和七年十二月二十二日

(五)　情報の提供についての期限　令和七年十二月二十二日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(二)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(一)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市奔別沢五六・五七・五九・一〇二・一〇三・一〇六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸字神林二五二四の五・二五二五の五・二五二五の六・二五三一の三・二五三二の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊勢市二俣町字東万所五七六の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重一五六二の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字駒帰字櫛波口上ヌ四〇六の六・四〇八の六・四〇九の三・四〇九の四（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中央自動車道長野線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松本市大字笹賀五六五二番一一六から同市大字神林字原田四二〇六番二まで	前	最大 三九 最小 二六	一五三
	後	最大 三七 最小 二二	

○国土交通省告示第八百二十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
豊田市花園町林四番一から同市花園町林三番まで	前	最大 七七 最小 六八	三五
	後	最大 六八 最小 五〇	

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号万道越一五番一まで	前	一〇・四七～四九・六六	〇・五三九
	後	一一・〇八～四九・六六	〇・五三九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　敦賀市道口七号瀬戸川二八番一から同市鳩原一号万道越一五番一まで　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十日

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
柳川市西蒲池字南金納一八六番一から同市西蒲池字南金納二三一番二四まで	前	二一・四メートル　四八～四八・二六メートル
	後	二一・四メートル　四八～四九・一七キロメートル　〇・〇八八　〇・〇八八

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二百八号　柳川市三橋町枝光字芳司四二七番から同市西蒲池字南金納二二九番四まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十日

人事異動

東京都

○収用委員会委員任命
田之倉敦司委員は、七月十二日任期満了し、同月十三日次の者が任命された。
収用委員会委員　柴田　叙男

○収用委員会委員再任
森祐二郎委員は、七月十三日再任された。

○収用委員会予備委員任命
近田直裕予備委員及び藤井芳弘予備委員は、七月十二日任期満了し、同月十三日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　関口　典子
同　堤　雅史

新潟県

○人事委員会委員選任
山田治之委員は、八月十日任期満了し、同月十一日次の者が選任された。
人事委員会委員　関原　貢

石川県

○公安委員会委員任命
北村哲志委員は、七月十三日任期満了し、同月十四日次の者が任命された。
公安委員会委員　髙桑　幸一

岐阜県

辞職　新　旧
（健康福祉部長）　丹藤　昌治
（七月七日）　健康福祉部長
（厚生労働技官）　中西　浩之
（七月八日）

○公安委員会委員任命
藤森利雄委員は、七月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
公安委員会委員　冨成　義郎

○人事委員会委員選任
川島毅委員は、七月二十三日任期満了し、同月二十四日次の者が選任された。
人事委員会委員　兼松　啓子

辞職　（副知事）　大森　康宏
（七月十三日）

愛知県

辞職　新　旧
（都市・交通局長）　九鬼　令和
（七月八日）
都市・交通局長
（観光コンベンション局長）　片桐　靖幸
観光コンベンション局長
（国土交通事務官）　多田　龍介
（以上七月九日）

辞職　（副知事）　牧野　利香
（七月十三日）
副知事
（厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）（併）統計・情報総務室長）　古瀬　陽子
（七月十四日）

○公安委員会委員任命
藤森利雄委員は、七月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
公安委員会委員　冨成　義郎

○人事委員会委員選任
川島毅委員は、七月二十三日任期満了し、同月二十四日次の者が選任された。
人事委員会委員　兼松　啓子

福岡県

○監査委員選任
原中誠志委員は、七月四日辞職し、同月五日次の者が選任された。
監査委員　渡辺　美穂

名古屋市

○教育委員会教育長任命
坪田知広教育長は、七月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
教育委員会教育長　杉浦　弘昌

○人事委員会委員再任
鈴木典行委員は、七月八日再任された。

堺市

辞職　新　旧
（財政局長）　江口　友之
（七月六日）
財政局長
（内閣事務官）　大越　諭
（七月七日）

広島市

辞職　新　旧
（副市長）　荒神原政司
（六月三十日）
副市長
（都市整備局長）　戸田　祐二
（七月一日）
辞職
（国土交通技官）　西野　仁
（七月十二日）
都市整備局長
（七月十四日）　中西　賢也

○議長選挙
母谷龍典議長は、六月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　八條　範彦

○副議長選挙
宮崎誠克副議長は、六月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　碓氷　芳雄

○教育委員会委員任命
秋田智佳子委員は、六月三十日任期満了し、七月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　長谷川栄治

○監査委員選任
石田祥子委員及び定野和広委員は、六月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が選任された。
監査委員　川村　真治
同　平岡　優一

皇室事項

御答信

天皇陛下から六月二十七日セーシェル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十二日御答信があった。

天皇陛下から六月二十三日ルーマニア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十八日御答信があった。

天皇陛下から五月三十日マレーシア国王陛下へ発せられた御祝電に対し、七月二十八日御答信があった。

天皇陛下から六月十日ローマ教皇レオ十四世台下へ発せられた御祝電に対し、七月三十一日御答信があった。

天皇陛下から六月三日ガボン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月五日御答信があった。

官庁報告

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　ハイフォン事務所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	15 Hoang Dieu, Hong Bang, Haiphong SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	15 Hoang Dieu, Hong Bang Ward, Haiphong, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

(二)　変更年月日　令和七年七月一日

二　ホーチミン事務所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	77 Tran Nhan Ton, Ward 9, District 5, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	77 Tran Nhan Ton, An Dong Ward, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

(二)　変更年月日　令和七年七月一日

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
柳川市三橋町枝光字芳司四二七番から同市西蒲池字南金納二二九番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十一日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

登録特定操縦免許講習機関の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二第三項第一号の規定により次の登録特定操縦免許講習機関を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

令和七年八月二十日　　関東運輸局長　藤田　礼子

(一)　登録年月日　令和七年七月十六日

(二)　登録番号　関特講第五号

(三)　登録特定操縦免許講習実施機関の名称　株式会社ボートチャビーズ

(四)　住所　神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目二〇〇番

(五)　代表者の氏名　代表取締役　下島　雅人

(六)　特定操縦免許講習事務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社ボートチャビーズ　神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目二〇〇番

資　料

令和７年６月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項目	6　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	3,154	−3,212	2,415
（対前年同月比）	（ 30.6）	（ −72.1）	（ —）
貿易収支	4,696	−5,223	5,805
（対前年同月比）	（ −19.1）	（ −52.4）	（ 86.4）
輸出	89,627	80,344	91,867
（対前年同月比）	（ −2.4）	（ −1.4）	（ 6.1）
輸入	84,930	85,568	86,061
（対前年同月比）	（ −1.3）	（ −7.5）	（ 3.1）
サービス収支	−1,542	2,011	−3,390
（対前年同月比）	（ −54.5）	（ —）	（ −4.2）
第一次所得収支	15,007	42,555	16,604
（対前年同月比）	（ −9.6）	（ −2.7）	（ −10.5）
第二次所得収支	−4,680	−4,979	−1,384
（対前年同月比）	（ 238.1）	（ 82.2）	（ 3.4）
経常収支	13,482	34,364	17,635
（対前年同月比）	（ −23.6）	（ 16.5）	（ 5.0）
資本移転等収支	−583	−1,020	−537
直接投資	37,235	18,223	16,533
証券投資	−31,462	19,293	4,930
金融派生商品	5,417	100	9,917
その他投資	−1,269	−6,948	−20,675
外貨準備	1,497	7,874	−4,326
金融収支	11,417	38,542	6,379
誤差脱漏	−1,481	5,199	−10,718

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年上半期中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項目	令和７年上半期	前　期	前年同期
貿易・サービス収支	−31,368	−19,683	−44,684
（対前年同月比）	（ −29.8）	（ −21.0）	（ −40.1）
貿易収支	−17,589	−11,864	−24,738
（対前年同月比）	（ −28.9）	（ −7.7）	（ −53.6）
輸出	518,642	544,041	506,933
（対前年同月比）	（ 2.3）	（ 2.7）	（ 6.7）
輸入	536,231	555,906	531,671
（対前年同月比）	（ 0.9）	（ 2.4）	（ 0.6）
サービス収支	−13,779	−7,819	−19,946
（対前年同月比）	（ −30.9）	（ −35.2）	（ −6.5）
第一次所得収支	207,668	202,953	201,099
（対前年同月比）	（ 3.3）	（ 10.2）	（ 12.3）
第二次所得収支	−30,311	−23,413	−22,552
（対前年同月比）	（ 34.4）	（ 20.5）	（ 2.7）

経常収支	145,988	159,857	133,863
（対前年同月比）	（9.1）	（14.4）	（62.3）
資本移転等収支	－3,179	－997	－1,208
直接投資	127,297	147,662	141,483
証券投資	－54,148	142,848	－4,951
金融派生商品	13,273	10,256	36,557
その他投資	38,270	－128,514	14,477
外貨準備	22,511	－19,786	－82,966
金融収支	147,203	152,465	104,599
誤差脱漏	4,394	－6,394	－28,055

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

地方自治事項

仙台市

選挙

八月三日市長の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

郡　和子（無所属）（女）

横浜市

選挙

八月三日市長の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

山中　竹春（無所属）（男）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号

札幌市東区伏古８条４丁目７番22号
清算株式会社　株式会社三和部品
代表清算人　茂田　晃男

１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第３０２１号

大阪府東大阪市高井田西３丁目９番25号
清算株式会社　ＮＫ株式会社

１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３１号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ダイエー
代表清算人　浅野　哲洋

１　決定年月日　令和７年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ダイエー（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３の１にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
一般債権の弁済は、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、北国総合リース株式会社に対し、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、第２の２⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。なお、第２の２⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
第２の２⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、北国総合リース株式会社に対して、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２の２⑵による免除の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、別紙協定債権額一覧表記載のうち、浅野哲洋及び浅野賢美が有する債権をいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和七年十月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　十頁

令和七年八月二十日

札幌市厚別区上野幌一条三丁目一―五

（甲）株式会社メモリアジャパン

代表取締役　横井　規浩

札幌市西区西野三条二丁目三番一七号

（乙）株式会社メモリアホール西野山の手

代表取締役　横井　規浩

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載日付　令和六年十二月二十五日

掲載頁　七十頁（号外第三〇一号）

（乙）掲載　官報

掲載日付　令和七年四月十一日

掲載頁　五十頁（号外第八十二号）

令和七年八月二十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一一番地五

（甲）株式会社サイサン

代表取締役　川本　武彦

兵庫県加古川市別府町港町一番地の二

（乙）株式会社しき島ガスワン

代表取締役　清水　正之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年七月一日
　　掲載頁　一七八頁（号外第一五〇号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
　　令和七年八月二十日
　　東京都港区西新橋二丁目一五番一二号
　　日立グローバルライフソリューションズ株式会社
　　代表取締役　大隅　英貴
　　静岡県静岡市清水区村松三九〇番地
　　日立空調清水株式会社
　　代表取締役　阿部　宏樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://ingate.co.jp/about/
（乙）https://clock-it.jp/
　　令和七年八月二十日
　　東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号
　　株式会社インゲート
　　代表取締役　高橋　直道
　　東京都渋谷区広尾一丁目三番一五号
　　株式会社ＣＬＯＣＫ・ＩＴ
　　代表取締役　海老原俊介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年六月二十五日
　　掲載頁　三十二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年八月二十日
　　掲載頁　二頁
　　令和七年八月二十日
　　東京都港区麻布台二丁目三番五号
　　メモリーテック株式会社
　　代表取締役　國府田英則
　　東京都港区麻布台二丁目三番五号
　　Ｔ＆Ｍクリエイティブ株式会社
　　代表取締役　岩本　好之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年六月二十日
　　掲載頁　四頁
（乙）https://fucom.info/
　　令和七年八月二十日
　　東京都千代田区神田淡路町一丁目四番一の四
　　株式会社ホープネット
　　代表取締役　大友　次郎
　　大阪市西区江戸堀三丁目三番一五号
　　株式会社フューコム
　　代表取締役　田中　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により令和七年八月四日に終了しております。なお、効力発生日と同日の令和七年十月一日に、甲は株式会社トライディションに、商号を変更することを予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年六月二十六日
　　掲載頁　九十頁（号外第一四四号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年六月二十六日
　　掲載頁　九十頁（号外第一四四号）
　　令和七年八月二十日
　　東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号
　　株式会社ザイマックストラスト
　　代表取締役　白倉　雄太
　　東京都港区赤坂一丁目一番一号
　　株式会社トライディション
　　代表取締役　上野　太市

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年八月八日
　　掲載頁　一一一頁（号外第一八一号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年八月八日
　　掲載頁　一〇三頁（号外第一八一号）
　　令和七年八月二十日
　　東京都新宿区信濃町一二番地一
　　株式会社アセッツアールアンドディー
　　代表取締役　飯窪　光隆
　　東京都新宿区信濃町一二番地一
　　アセッツマネジメント株式会社
　　代表取締役　飯窪　光隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.prestigein.com/pgs/company/profile.html
（乙）http://pip-pi.co.jp/
　　令和七年八月二十日
　　東京都千代田区麹町二丁目四番地一
　　株式会社プレステージ・グローバルソリューション
　　代表取締役　中西　奈央（吉田　奈央）
　　東京都千代田区麹町二丁目四番地一
　　株式会社プレミア・インシュアランスパートナーズ
　　代表取締役　中村　千城

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html
　　令和七年八月二十日
　　東京都千代田区大手町一丁目一番二号
　　ＥＮＥＯＳ株式会社
　　代表取締役社長　山口　敦治
　　神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目一番一号
（乙）ＥＭＧルブリカンツ合同会社
　　代表社員　ＥＮＥＯＳ株式会社
　　職務執行者　長谷部紀之

合併公告

左記会社は令和七年十月一日を効力発生日として合併し甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.matsukiyococokara.com
（乙）https://www.matsukiyococokara.com
　　令和七年八月二十日
　　三重県伊賀市大野木二一一二番地の二八
　　株式会社愛安住
　　代表取締役　須永　崇
　　大阪府柏原市河原町三番三四号
　　株式会社ＣＦＳＣ
　　代表取締役　須永　崇

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五三頁（号外第一三九号）

令和七年八月二十日

京都府亀岡市本梅町平松泥ケ渕一番地一

（甲）株式会社エムアンドエムサービス

代表取締役　小池　悟

京都府亀岡市本梅町平松泥ケ渕一番地一

（乙）ＤＰＩＰフード＆ホスピタリティ株式会社

代表取締役　小池　悟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第九十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十四頁（号外第九十五号）

令和七年八月二十日

大阪府高槻市梶原中村町五番一号

（甲）株式会社アイシン

代表取締役　林　浩成

大阪府高槻市梶原中村町七番一号

（乙）アイエスライン株式会社

代表取締役　林　浩成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）(乙) https://www.morvelfarm.co.jp

令和七年八月二十日

兵庫県丹波篠山市八上内一〇―一

（甲）株式会社モーベルファーム

代表取締役　森　優

兵庫県養父市大屋町門野六五番地

（乙）株式会社モーベルファーム養父

代表取締役　森　優

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年九月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　七頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　七頁

令和七年八月二十日

神戸市兵庫区荒田町二丁目一二番九号

（甲）株式会社山下誠志堂

代表取締役　小林　正典

宮城県加美郡加美町字西町八八番地の一

（乙）株式会社田中酒造店

代表取締役　梶井　保和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日

岡山県倉敷市児島下の町九丁目一二番コ二号

（甲）株式会社ＳｏＢａＮｉホールディングス　代表取締役　西川　源徳

福井県坂井市丸岡町八ヶ郷第二六号一四番地一

（乙）有限会社エイエム

代表取締役　西川　源徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一四〇頁（号外第一七一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一五六頁（号外第一七一号）

令和七年八月二十日

広島県廿日市市栗栖五〇八番地

（甲）中本造林株式会社

代表取締役　中本　雅生

広島県廿日市市栗栖五〇八番地

（乙）株式会社広島リゾート

代表取締役　中本　雅生

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により赤尾商事株式会社（乙、住所群馬県高崎市上佐野町二八二番地の一）の管理部門（本部機能、総務、経理等）の事業、不動産事業、太陽光事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一七頁（号外第一六九号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一七頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十日

群馬県高崎市上佐野町二八二番地の一

ＡＫＡＯホールディングス株式会社

代表取締役　赤尾　佳子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建築リフォーム事業のうち、成増店、ときわ台店、王子店、西武練馬店、杉並永福店、千歳烏山店における建築リフォーム事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://takeuchi-corp.com/company/public-notice/

令和七年八月二十日

群馬県高崎市上大類町七六七番地二

（甲）リフォームのＴＡＫＥＵＣＨＩ株式会社　代表取締役　野村　邦男

群馬県高崎市上大類町七六七番地二

（乙）ＴＡＫＥＵＣＨＩ株式会社

代表取締役　野村　邦男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自社開発・提供するプロダクトの販売・カスタマイズ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　九十頁（号外第一四三号）

令和七年八月二十日

東京都港区芝四丁目一番二三号

（甲）鈴与シンワート株式会社

代表取締役　徳田　康行

大阪府大阪市中央区南本町三丁目一番一二号カネセ中央ビル八階

（乙）株式会社インタークエスト

代表取締役　岩松　教雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の販売店施設管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

（甲）日本キャタピラー合同会社

代表社員　キャタピラージャパン合同会社

職務執行者　本田　博人

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目七番一号

（乙）キャタピラージャパン合同会社

代表社員　キャタピラー・ワーク・ツールス社

職務執行者　比留間　茂

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在京都府京田辺市山手中央四番地二　名称ジャラン京田辺店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　一〇三頁（号外第一七〇号）

（乙）https://libera-group.co.jp/

令和七年八月二十日

東京都台東区東上野三丁目一八番一号ＴＨＥＢＬＯＯＭＵＥＮＯ三二六号室

（甲）株式会社ＨＡＳＵＮＵＭＡ

代表取締役　蓮沼　法昭

東京都新宿区西新宿六丁目二五番八号

（乙）株式会社リベラ・ゲーミング・オペレーションズ

代表取締役　永森　豊隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の体外診断用医薬品事業、体外診断用医薬品材料事業並びにＪＳＲライフサイエンス株式会社及び株式会社医学生物学研究所の株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月一日に予定しており、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

（甲）ＪＳＲ－01株式会社

代表取締役　伊藤　浩毅

東京都港区東新橋一丁目九番二号

（乙）ＪＳＲ株式会社

代表取締役　堀　哲朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の体外診断用医薬品事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　四頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十日

東京都港区芝大門二丁目一一番八号

（甲）株式会社医学生物学研究所

代表取締役　伊藤　浩毅

東京都港区東新橋一丁目九番二号

（乙）ＪＳＲ株式会社

代表取締役　堀　哲朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の体外診断用医薬品材料事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十頁（号外第一六三号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

（甲）ＪＳＲライフサイエンス株式会社

代表取締役　高本　英司

東京都港区東新橋一丁目九番二号

（乙）ＪＳＲ株式会社

代表取締役　堀　哲朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の富山県、岐阜県、静岡県以西の二府二十八県において直接提供している（新潟県、長野県、山梨県、神奈川県以東の一都一道十五県における提供、ＯＥＭ事業者への提供、ＩＳＰサービスを除く）ＤｏＣＡＮＶＡＳ事業（光回線＋ＬＡＮ設備＋付加価値商材）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ntt-west.co.jp/kessan/index.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一四八号）

ただし、乙は令和七年七月一日付で商号変更しており、旧商号エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社として掲載しております。

令和七年八月二十日

大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

（甲）ＮＴＴ西日本株式会社

代表取締役　北村　亮太

大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

（乙）ＮＴＴメディアサプライ株式会社

代表取締役　伊賀　公治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の甲坂出工場における設備保守・点検・整備事業及び構内サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一六一頁（号外第一四八号）

令和七年八月二十日

神戸市中央区東川崎町三丁目一番一号

（甲）川崎重工業株式会社

代表取締役　橋本　康彦

神戸市中央区東川崎町三丁目一番一号

（乙）株式会社川重サポート

代表取締役　森　浩昭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買・仲介事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日

広島県福山市千田町三丁目五四番五号

（甲）株式会社アークアセット

代表取締役　藤井　浩治

広島県福山市千田町四丁目九番三三号

（乙）有限会社アーキ・フロンティアホーム

代表取締役　藤井　浩治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり、組織変更後の商号は４Ｍ．ＦＡＣＴ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

川崎市宮前区潮見台八番一〇―八一〇号

４Ｍ．ＦＡＣＴ合同会社

代表社員　飯島　光洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

神奈川県藤沢市大庭五五五九番地八

合同会社アラレ

代表社員　古澤　貴之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

静岡県牧之原市中一二〇六番地三

うまベジ合同会社

代表社員　名取　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

京都市中京区大宮通四条上る錦大宮町一三五番地

合同会社杉田商事

代表社員　杉田　雄亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十日

大阪市西区九条二―九―一四

合同会社Ｍｏｔｃｈ　ｍｅ

代表社員　望月　美里

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十頁（号外第一四八号）

令和七年八月二十日

東京都渋谷区代官山町八番七号

デンタルドア株式会社

代表取締役　國友　新太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千八百二十六万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度はありません。

令和七年八月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ３１株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十日

東京都荒川区南千住三丁目二二番一〇号

株式会社ＭＯＭＯ　Ａ

代表取締役　椎木　亮輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百十二万四千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://shabell.co.jp/financial-results

令和七年八月二十日

東京都渋谷区渋谷二丁目九番八号

株式会社ｓｈａｂｅｌｌ

代表取締役　守岡　一平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

Ｓｕｓｈｉ　ＡＩ株式会社

代表取締役　井上　裕基

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十二日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を、これらの株式の発行と同時に、当該株式の発行により増額する資本金の額と同額分減少することにいたしました。当該株式の発行に伴う資本金の額の減少については、株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。そのため、当該株式の発行に伴う資本金の額の減少については、株主総会の決議を経ずに決定する予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月七日

掲載頁　二十五頁

令和七年八月二十日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号ＦＯＲＣＡＳＴ五反田ＷＥＳＴ七階

株式会社Ｌｕｕｐ

代表取締役　岡井　大輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万四千八百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://anyflow.co.jp/public-notice/

令和七年八月二十日

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館六階

Ａｎｙｆｌｏｗ株式会社

代表取締役　坂本　蓮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百九十九万三千二百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十日

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号

株式会社ＡｉＣＡＮ

代表取締役　髙岡　昂太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億八千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　三頁

令和七年八月二十日

名古屋市昭和区鶴舞一丁目二番三二号

ＳｔａｔｉｏｎＡｉ

株式会社ディメンジョンフォー

代表取締役　出川　章理

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千九百八十一万九千四百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月三日

掲載頁　八十七頁（号外第二十一号）

令和七年八月二十日

名古屋市西区那古野二丁目一四番一号

株式会社Ａｃｏｍｐａｎｙ

代表取締役　高橋　亮祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万九千八百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月七日

掲載頁　六十一頁（号外第二号）

令和七年八月二十日

京都市上京区河原町通今出川下ル梶井町四八番地五　リバーセル株式会社

代表取締役　梶川　益紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　九十頁（号外第一六四号）

令和七年八月二十日

沖縄県浦添市勢理客四丁目一八番一号　沖縄トヨタ自動車株式会社

代表取締役　野原　朝昌

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十四日を効力発生日とする金原工業株式会社（本店・名古屋市中川区横井二丁目二八番地）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十日

名古屋市中川区横井二丁目二八番地　ＴＩＮホールディングス株式会社

代表取締役　金原　孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十日

福井市松本四丁目五番二八号　小林電工株式会社

代表取締役　小林　勝幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十日

大阪府茨木市横江二丁目二番一号　株式会社イーステック

代表取締役　清水　裕行

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社エムアンドエムサービスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、合併効力発生日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十日

京都府亀岡市本梅町平松泥ケ渕一番地一　ＤＰＩＰフード＆ホスピタリティ株式会社

代表取締役　小池　悟

株式交換につき株券等提出公告

当社は、三国屋建設ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十日

茨城県神栖市奥野谷八〇八三番地一　三国屋建設株式会社

代表取締役　和田　英司

吸収分割公告及び合併公告

左記の甲及び乙は吸収分割して乙は甲の営業・企画部門の事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

また、左記の甲及び丙は吸収分割して丙は甲の業務設計・運用部門の事業の一部に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

また、左記の甲及び丁は吸収分割して丁は甲の製造部門の事業の一部に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

また、左記の甲及び戊は合併して戊は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました。

この会社分割又は合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　七十一頁（号外第一三八号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一八五頁（号外第一四六号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　八十八頁（号外第一三五号）

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一九〇頁（号外第一三三号）

令和七年八月二十日

東京都北区神谷二丁目三九番三号

（甲）株式会社ＤＮＰエスピーイノベーション

代表取締役社長　根来　直人

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

（乙）大日本印刷株式会社

代表取締役社長　北島　義斉

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

（丙）株式会社ＤＮＰコアライズ

代表取締役社長　齊藤友紀雄

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

（丁）株式会社ＤＮＰ出版プロダクツ

代表取締役社長　入鹿山智也

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

（戊）株式会社ＤＮＰグラフィカ

代表取締役社長　猪野　正人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億九千九百九十八万七千二百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.kc-koku.jp/

令和七年八月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付　ＧＪＣＦ６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先出資十三億八千万口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を金十三億八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/gjree

令和七年八月二十日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号　ＧＬ　ＪＲＥ　Ｅ特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千百万円減少し、優先出資千六百二十口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を金八千百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmz2/

令和七年八月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号　特定目的会社Tokyo Residence Investment

取締役　野坂　照光

取消公告

令和七年七月十八日掲載の当社の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地　さくら綜合事務所内　エーヴイダブリューエル・ジャパン・リアルエステート特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

取消公告

令和七年七月十八日掲載の当社の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地　さくら綜合事務所内　エーヴイダブリューエル・ジャパン・リアルエステート2特定目的会社

取締役　安藤　隆夫